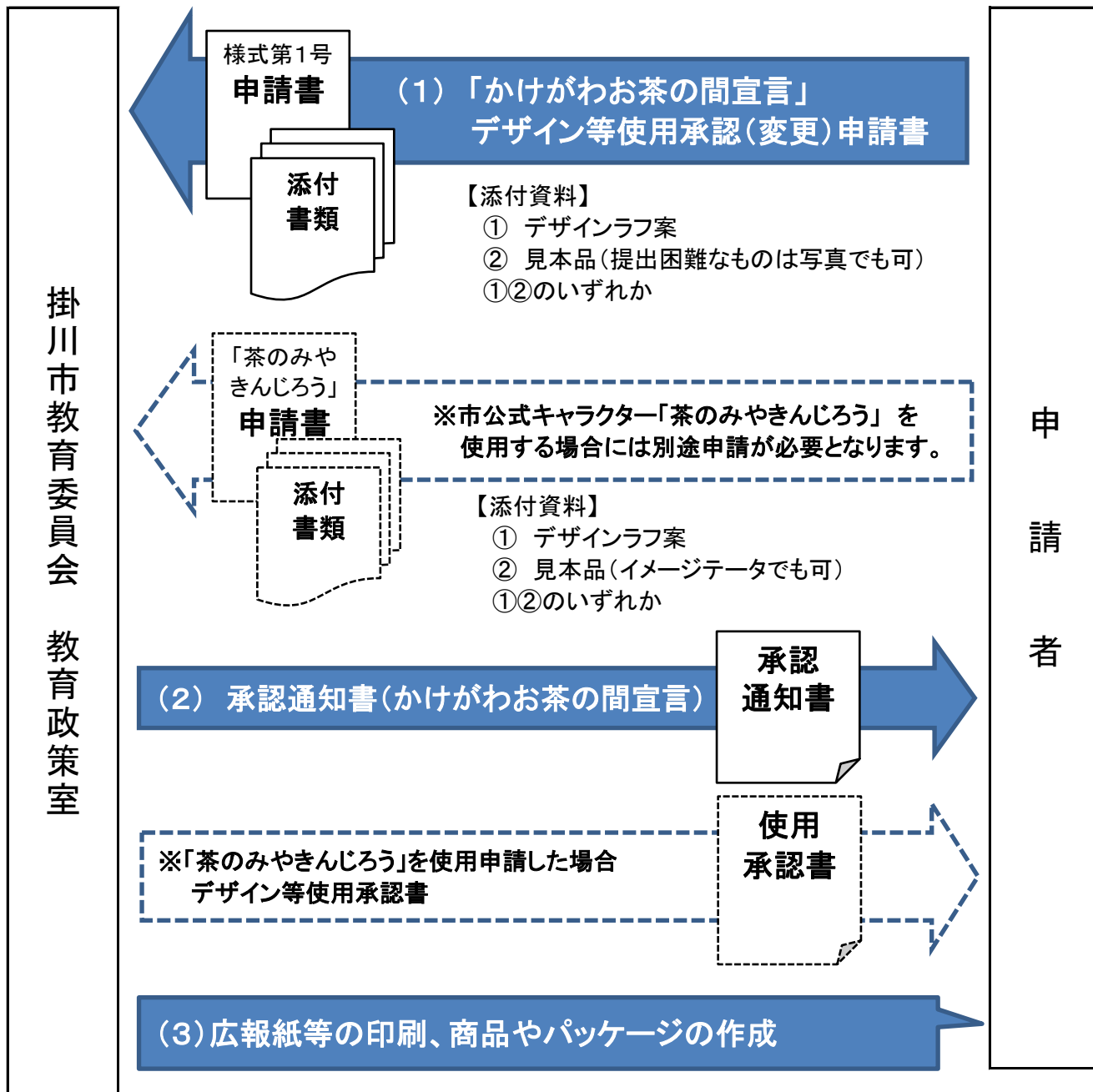


「かけがわお茶の間宣言」デザイン等使用 手続きフロー図

貴社(団体)が発行・作成する広報紙や商品のパッケージなどに「かけがわお茶の間宣言」のデザイン等(タイトル・条文・イラストなど)を使用される場合には、以下の手続きをお願いいたします。



「かけがわお茶の間宣言」デザイン等使用に関する留意点

- ・ 「かけがわお茶の間宣言」の趣旨が損なわれ、又は、正しい理解の妨げとなるおそれのある場合などには承認しません。
- ・ 承認申請時に提出いただくデザイン案については、修正をお願いする場合がありますので、印刷、商品の作成等は、必ず「承認通知書」が交付された後に行ってください。
- ・ 承認通知書発行後に、承認内容に違反していることが発覚した場合には、使用承認を取り消す場合があります。また、その際、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会はその賠償の責めを負いません。